

仕 様 書

1 案件名称

ひらの青春ガイドブック 外1件にかかる印刷業務

2 履行期限

令和5年12月15日

3 発行部数

①ひらの青春ガイドブック 300部

②ひらの青春生活応援事業チラシ 500部

4 規格

①仕上がり寸法 A5（縦）

表紙、裏表紙含む56ページ

無線綴じ製本

紙質 表紙：上質紙 110K

本文：上質紙 90K

刷色 両面印刷 カラー

②仕上がり寸法 A4（縦）

紙質 コート紙 90K

刷色 両面印刷 カラー

5 業務内容

本区が提供するデータを上記規格にて印刷すること。

6 印刷

資料提供

原稿データは、電子媒体により提供する。

7 納品

(1) 令和5年12月15日までに平野区役所保健福祉課へ納品すること。

なお、納品の際は、①は100部単位、②は500部単位で梱包の上、汚れ・損傷をきたさないよう行うこと。また、納品時に雨天が予想されるときは、雨がかからないよう養生すること。納品された印刷物に重大な汚れ等がないか確認を行い、重大な汚れ等があった場合は、再度印刷を行うこと。

(2) 本市へ納品の際は大阪市グリーン配送実施要項に定めるグリーン配送適合車を使用することとし、また、輸送を行う際に使用する自動車（乗用車・軽自動車を除く）は、車種規制適合車等ではない。（別紙特記仕様書参照）

8 契約金額

(1) 価格

契約価格は、各種校正に関する経費及び版下作成など印刷に関する一切の経費と、納品に関する経費等、一切を含めた価格とする。

(2) 支払い

受注者からの請求に基づき、一括で履行確認後に支払う。

9 その他

(1) 突発的な事由等による記事やイラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、速やかに、双方協議のうえ決定する。

(2) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、当区役所に帰属するものとする。

(4) 応札に当たっては本市仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当区の解釈によるものとする。

(5) 「大阪市グリーン調達方針」(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)

別表の(21-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。ただし、【判断の基準】〈共通事項〉(1)の紙に関する部分は適用しないものとする。

(6) 契約締結後、速やかに「資材確認票」を担当へ提出すること。

(7) 納品時に「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を担当へ提出すること。なお、「資材確認票」には、サンプル紙、出荷確認票等を添付すること。

10 担当

平野区役所 保健福祉課（地域福祉）

大阪市平野区背戸口3-8-19

電話06-4302-9857 担当：小橋

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の平野区役所総務課（連絡先：06-4302-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。